

令和 8 年度 志摩市建設工事発注標準

令和 8 年 6 月 1 日適用

この発注標準は、工事規模・内容に応じた適切且つ円滑な建設工事の発注を行うため、別表に掲げる工事種別について格付基準等を定めたものである。

1 格付基準

(1) 業者格付は次の基準を用い行うものとし、工事種別ごとに別表で定めるものとする。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条で規定する建設業の許可

イ 地域要件

(ア) 市内業者 市内に本店を有する業者

(イ) 準市内業者 市内に支店又は営業所等を有する業者で、その支店又は営業所等に契約締結権限が委任されている業者

ウ 法第 27 条の 27 で規定する経営規模等評価における『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』に記載された建設工事の種類別の総合評定値に対し、次により加減算を行った総合点

$$\text{総合点} = \text{総合評定値 (P)} + \text{工事成績による点数} - \text{指名停止期間による点数} + \text{特別点数}$$

(ア) 総合評定値(P)

令和 8 年度の格付基準となる総合評定値については、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの審査基準日のものとし、水道工事及び下水道工事では土木一式の総合評定値を使用する。ただし、この期間に受審していない場合は直近のものでも可とする。

業種追加において当該工種に上記期間のものが無い場合は、当該追加工種についてのみ直近のものとする。

(イ) 工事成績による点数

市が発注標準に基づき発注した建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道工事、下水道工事を対象とし、対象期間（格付年度の前年度一年間）に完成認定を受けた工事種別ごとの評定点の平均点（小数点以下切り捨て）に応じた【別表 1】の加減点数の欄に掲げる点数。

【別表 1】

項目	平均点の区分	加減点数
工事検査評定点の平均点 (格付年度の前年度一年間に 受けた工事検査評定点の建設 工事種別ごとの平均点)	50 点未満	-20
	50 点以上～55 点未満	-15
	55 点以上～60 点未満	-10
	60 点以上～65 点未満	- 5
	65 点以上～70 点未満	0
	70 点以上～75 点未満	5
	75 点以上～80 点未満	10
	80 点以上～85 点未満	20
	85 点以上～90 点未満	30
	90 点以上～95 点未満	40
95 点以上	50	

※対象期間内に受注した工事が無い場合は、工事成績による点数の加減は無いものとする。

※発注標準(別表)における工事種別以外の工事及び下水道宅内配管工事は対象外とする。

※建設工事共同企業体により施工された工事の評定点については、構成員それぞれに同得点の評定点があるものとする。

(ウ) 指名停止期間による点数

対象期間（格付年度の前年度一年間）に指名停止を受けた月数(1 か月未満の期間は 1 か月とする)の累計を 5 倍した点数を減算する。ただし、減算は 120 点を上限とする。

三重県又は志摩市からの指名停止が対象となる。

※ 三重県と志摩市が同じ事象で指名停止した場合は、志摩市の指名停止を対象とする。複数の事象で指名停止がある場合は、それぞれの月数の累計とする。(期間の重複を問わない。)

※ 「対象期間に指名停止を受けた」とは、指名停止開始日の属する年度を基準とする。

(エ) 特別点数

- ・消防団協力事業所による加点

格付年度の5月1日時点において、志摩市消防団協力事業所表示制度における協力事業所に認定されている場合は5点加算する。

エ 1級技術者、2級技術者、その他技術者の数

技術者区分表の各工種において、◎(1級技術者) ○(2級技術者) △(その他技術者)を付された資格を有する者。

ただし、1人の技術者が2以上の資格を有する場合は上位の資格のみをもって格付けする。

[例] a 技術者が【一級建設機械施工技士】【二級土木施工管理技士(土木)】を有している場合、土木一式工事においては、「1級技術者1名」として取扱い、「1級技術者1名・2級技術者1名」としては取扱わない。

※技術者数については、令和8年5月1日現在の志摩市に登録している人数とする。ただし新規に競争入札資格者名簿に登録された者については、直近の登録者数とする。

※格付け期間中に技術者が追加された場合でも、格付けの変更は行わない。

※格付け期間中に技術者が減少した場合は、(4)による。

オ その他別表において工事種別ごとに定めた事項

(2) 格付けの適用期間は、次のとおりとする。

新規に競争入札資格者名簿に登録された者(志摩市へ本店を変更した場合及び希望業種を追加した場合を含む。)の格付けについては、登録日の翌月1日に適用となり、以降の発注分から格付けによる入札に参加できるものとする(例1)。

ただし、新規に競争入札資格者名簿に登録された者(希望業種を追加した場合は含まない。)については、格付け後2か年は最下段に格付け(以下「2か年制限」という。)し、2か年経過後は年度の途中であっても格付基準に基づき格付けする(例2)。新規登録時に格付け対象業種が無い場合は、登録日の翌月1日から起算して2か年を制限期間とする。

なお、2か年制限の解除後の入札参加は、解除後の格付けが適用された日以降の発注分から解除後の格付けによる入札に参加できるものとし、それ以前の発注分は解除前の格付けによる参加とする(例3)。

※過去に志摩市の競争入札資格者名簿に登録されていた者で、現在は登録が抹消されている者が再度名簿に登録した場合は、次のとおりの対応とする。

- ・2か年の制限期間が経過している場合 ⇒ 2か年制限を適用しない。
- ・2か年の制限期間がまだ経過していない場合 ⇒ 制限期間満了まで最下段へ格付けする。

○例1 名簿登録日と格付け適用の関係

6/1~6/30 受付・審査完了 ⇒ 7/1 名簿登録(毎月1日登録) ⇒ 8/1 格付け・格付け入札参加
(登録日) (登録日の翌月1日)

○例2 2か年制限の期間と経過後の格付け

R6/7/1 名簿登録 ⇒ R6/8/1 最下段に格付け (R8/7/31 まで2か年制限)
(登録日) (登録日の翌月1日) ⇒ (2か年)
⇒ R8/8/1 格付基準に基づき格付け
(2か年経過により年度途中の格付け)

○例3 2か年制限の解除後の入札参加

- ・7/31 まで2か年制限(→ 8/1 格付基準に基づき格付け)
- 7/5 入札公告案件 ⇒ 2か年制限解除前の格付け
- 8/5 入札公告案件 ⇒ 2か年制限解除後の格付け

(3) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生等手続開始の決定を受けた者については一般(指名)競争入札参加資格再審査結果通知書の通知日から1か年は最下段に格付けし、経過後は年度の途中であっても格付基準に基づき格付けする。

(4) 格付けにおいて、B・C・Dランクに格付けされる者は上位ランクの基準を満たさない者とする。格付け期間中に格付け基準を満たさなくなった場合は、格付けの変更又は削除等を行う。

(5) 系列会社と判断された複数の者が同一ランクに格付けされた場合、原則として総合評定値の最も高い者をそのままのランクに格付けし、他の者は1ランク下位に格付けることができる。

2 その他

(1) 国県補助およびこれに準ずる事業、その他特別な事業等、発注標準により難い場合については、その都度入札審査会（志摩市入札審査会規程（平成16年訓令第30号）で規定する入札審査会。以下同じ。）にて入札方法、発注基準等を検討することができる。

(2) 次に該当する場合にあっては、当該発注標準によらず発注することができる。

- ア 発注済みの建設工事との関連がある場合
- イ 災害復旧工事を施工する場合
- ウ 特許等これに類する特別な権利を要する場合
- エ 許認可事項等の条件として指示がある場合
- オ 小規模修繕工事等や緊急を要するなど特別な理由がある場合
- カ 事業内容および工事の特殊性等により必要と認めた場合
- キ 志摩市契約規則第22条の規定による金額の範囲内の場合

(3) 別表で規定する工事種別における格付どおりに発注する場合は、入札審査会の審査を要しない。

別 表

【土木一式工事】

競争入札資格者名簿【土木一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 1級技術者 2名以上 総合点 800点以上	4,000万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1億5,000万円以上) 条件付一般競争入札 (事後審査) (200万円以上 1億5,000万円未満)
B	市内業者 1級技術者 1名以上 その他技術者 1名以上 総合点 650点以上	800万円以上 4,500万円未満	
C	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 500点以上	200万円以上 2,500万円未満	
D	市内業者で上記以外の者	200万円以上 500万円未満	

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【建築一式工事】

競争入札資格者名簿【建築一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 1級技術者 2名以上 総合点 750点以上	4,000万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1億5,000万円以上) 条件付一般競争入札 (事後審査) (200万円以上 1億5,000万円未満)
B	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 600点以上	800万円以上 4,500万円未満	
C	市内業者 2級技術者 1名以上 総合点 500点以上	200万円以上 2,500万円未満	
D	市内業者で上記以外の者	200万円以上 500万円未満	

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【電気工事】

競争入札資格者名簿【電気】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 600 点以上	300 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
			条件付一般競争入札 (事後審査) (200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
B	市内業者で上記以外の者	200 万円以上 800 万円未満	

※ 予定価格 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

※ 志摩市特定建設工事共同企業体取扱要綱第 3 条第 3 号に基づく特定建設工事共同企業体による工事は、【事前審査方式】で発注するものとする。

【管工事】

競争入札資格者名簿【管】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 600 点以上	300 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上)
			条件付一般競争入札 (事後審査) (200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
B	市内業者で上記以外の者	200 万円以上 800 万円未満	

※ 予定価格 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

※ 志摩市特定建設工事共同企業体取扱要綱第 3 条第 3 号に基づく特定建設工事共同企業体による工事は、【事前審査方式】で発注するものとする。

【下水道宅内配管工事】

下水道宅内配管工事（官庁工事）の発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 競争入札資格者名簿【管】に登録する者 下水道排水設備指定工事店に登録する者	200万円以上 800万円未満	条件付一般競争入札 (事前審査) (1億5,000万円以上)
			条件付一般競争入札 (事後審査) (200万円以上 1億5,000万円未満)

※ 予定価格5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【舗装工事】

競争入札資格者名簿【舗装】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者又は準市内業者 総合点 750点以上	1,500万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1億5,000万円以上)
B	市内業者又は準市内業者 総合点 600点以上	500万円以上 2,500万円未満	条件付一般競争入札 (事後審査) (200万円以上 1億5,000万円未満)
C	市内業者又は準市内業者で上記以外の者	200万円以上 800万円未満	

※ 予定価格5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、水道工事に参加希望をした者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 市内業者 総合点 800 点以上 1 級土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	3,000 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上) 条件付一般競争入札 (事後審査) (200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
B	市内業者 総合点 600 点以上 土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	800 万円以上 4,500 万円未満	
C	市内業者 土木施工管理技士 1 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市指定給水装置工事業者 市内の修理工事当番制に加入している者	200 万円以上 2,500 万円未満	

※ 予定価格 1 億 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【下水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、下水道工事に参加希望した者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	市内業者 総合点 800 点以上 1 級土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事実績 3 年以上	3,000 万円以上	条件付一般競争入札 (事前審査) (1 億 5,000 万円以上) 条件付一般競争入札 (事後審査) (200 万円以上 1 億 5,000 万円未満)
B	市内業者 総合点 600 点以上 土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事実績 1 年以上	800 万円以上 4,500 万円未満	
C	市内業者で上記以外の者 土木施工管理技士 1 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事実績 1 年以上	200 万円以上 2,500 万円未満	

※ 予定価格 1 億 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

備考

- ・前提として各種資格は、建設業法において主任技術者又は監理技術者となり得る条件である場合に該当するため、期限のあるものについては、適切に資格の更新等を行う必要がある。
- ・資格の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、建設業法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数を表す。
- ・施工管理技士における「(その他の業種：実務経験)」及び施工管理技士補は、実務経験を有する工種のみ該当する。
- ・「(その他の業種：実務経験)」について、有資格コードの整理上は、資格のみのコードと別であるが、資格による工種と実務経験による工種を合わせたものとなる。
(例：コード1131の左官に該当する場合は、コード113の工種+左官となる。)
- ・工種「解」における☆は、建設業法において主任技術者又は監理技術者となり得る条件である場合に該当となる。
- ・工事担任者(★)については、以下の要件を全て満たすこと。
 - ①工事担任者資格者証(令和3年4月1日以降に試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る)の交付を受けていること。
 - ②当該資格者証の交付を受けてから3年以上の電気通信工事の実務経験があること。、建設業法において主任技術者又は監理技術者となり得る条件である場合に該当となる。
- ・基幹技能者については、建設業法において主任技術者又は監理技術者となり得る条件である場合に該当となる。
- ・2級の「職業能力開発促進法」に基づく資格者(※)で、平成16年度以降の合格者については、3年以上の実務経験を有し、平成15年度以前の合格者については、1年以上の実務経験で可。

(注1) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。

(注2) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。

(注3) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。

(注4) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。

(注5) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。